

新型コロナウイルス感染症対策に伴う体育施設利用ガイドライン

新型コロナウイルス感染症対策のため、村内体育施設を利用するにあたって、以下の点を遵守することを条件に活動していただきますようお願いします。

利用者の代表の方は、責任をもって、本ガイドラインを遵守するよう利用者全員にご指導していただくとともに、各利用者を含む関係者全員が感染防止のために取り組み、感染リスクを高めない努力をしていただきますようお願いします。

また、本ガイドラインを遵守されているか施設内を施設管理者が定期的に巡回・確認し、遵守できていない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の利用を許可しないことや、途中退場をしていただく場合があることをご承知おきいただきますようお願いします。

内容や期間等については、今後の感染症防止対策や社会情勢により変更となる場合があります。

1 目的

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大予防と体育施設再開の両立を進めるため、スポーツ庁が示した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び「スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト」(以下、「スポーツ庁ガイドライン等」という。)を踏まえ、長生村としての体育施設の再開に向けた基本的な考え方や留意事項などを定めるものです。

2 対象施設

長生村社会体育施設(長生村体育館・武道場・弓道場・藪塚球技場)とします。

3 体育施設の開放再開に伴う基本的事項について

「スポーツ庁ガイドライン等」に示された事項に準拠するものとし、適切な感染防止対策を講じます。なお、屋内体育施設の利用については、換気や清掃等の基準を別に定めます。上記を踏まえ、各施設が抱える固有のリスクを洗い出し対応を考えながら、施設を再開していきます。

4 使用制限について

(1) 使用者の制限 小学生の使用については下記のとおりとする。

小学生 9月30日(水)までは使用禁止

※ただし、7月1日より長生村スポーツ少年団または、長生村体育クラブに属する小学生の活動のみ許可します。なお今後の状況によっては、禁止期間を延長する場合がありますので、ご了承ください。

(2) 使用人数の制限

- | | |
|------------------|--------|
| ① 体育室 1面あたり | 60人まで |
| ② トレーニング室 | 20人まで |
| ③ 会議室 | 5人まで |
| ④ 武道場(柔・剣道場)・弓道場 | 各20人まで |
| ⑤ 藪塚球技場 | 60人まで |

5 使用における共通事項

(1) チェックシートについて

・利用者は、事前に利用の際の確認事項などを示した「長生村体育施設利用時の感染症対策チェックシート」を、記入の上提出してください。

※チェックシートは体育館窓口での配布のほか村ホームページにも掲載しておりますので、事前に確認することができます。

(2) 運動・スポーツを行う際の留意点

・競技種目による利用制限は行いませんが、感染予防の観点から、人と人との身体の接触が伴う試合や練習は避けてもらうこととします。

感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従ってください。

・施設管理者は、「スポーツ庁ガイドライン等」に示された留意点や利用者が遵守すべき内容を定めた「運動やスポーツを行う際の留意点」を、利用者が確認できるよう複数箇所へ掲示することとします。

6. 施設利用者一人ひとりが心掛けること

- ①利用前2週間における以下の場合には利用を見合わせる。
発熱や風邪の症状(咳、鼻水、喉の痛み等)がある方
だるさ(倦怠感)、息苦しい(呼吸困難)がある方
嗅覚や味覚の異常がある方
体が重く感じる、疲れやすい等症状がある方
新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触した方
※同居の家族・身近な知人等に体調が優れない人が居る場合も同様とする。
直近2週間以内に発熱や風邪の症状があった人、または政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある方。
- ②手洗い・うがい・手指の消毒等を徹底すること。
- ③大声での発声・声援・掛け声・近距離での会話等を控え、会話は最低限とし、集団を作らないこと。
- ④入館時・退館時・休憩時等スポーツを行っていない際はマスクを着用すること。なお運動中のマスクの着用は利用者等で判断してください。マスク(特に外気を取り込みにくいN95などのマスク)を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす場合可能性があることに十分に留意し、体調管理を徹底すること。また着用しない場合は咳エチケットを徹底すること。
- ⑤可能な限り三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避すること。
- ⑥運動していない間や、競技者以外の方は、周囲の人の距離(目安2m以上)を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合は除く)。
- ⑦施設利用後には、体育施設の共用物品や備品、ドアノブ等手の触れる箇所の消毒等を行うこと。また、長居せず、すみやかに退館・退場すること。
- ⑧手指等の消毒液は各自持参し、こまめな衛生管理を行うこと。

7. 監督、指導者等が心掛けること

- ①メンバーの体調管理を行ったのち活動すること。
- ②利用者に手洗い・うがい・手指の消毒等を徹底するよう周知すること。
- ③大声での発声、掛け声、指導等を控えること。
- ④入館時・退館時・指導時等にはマスクを着用すること。
- ⑤利用者に可能な限り三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避するよう周知すること。
- ⑥施設利用後には、体育施設の共用物品や備品、ドアノブ等手の触れる箇所の消毒等を行うこと。
- ⑦各種競技の練習方法等については、各競技の中央団体からのガイドライン等を遵守すること。
- ⑧使用時間は1回あたり3時間を目安とすること。
- ⑨屋内競技においてはこまめに換気を行うこと。
- ⑩メンバーや同居の家族等の濃厚接触者に新型コロナウイルス感染者が確認された場合、活動を2週間程度自粛し、感染拡大防止に努めること。
- ⑨集団感染予防のため、各種大会、試合等は控え、入場制限や利用者の入れ替えを実施する等入館者数の縮小をすること。

8. 施設管理者の留意事項

「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に示された「3 社会体育施設の再開時の感染防止策について」の、次の(1)～(4)に留意した対応をすることとします。

- (1) 施設の予約受付時の対応
- (2) 当時の利用受付時の留意事項
- (3) 利用者への要求事項
- (4) 施設管理者が準備等すべき事項

体育施設においては、提供しているサービスの内容に応じて、接触感染と飛沫感染のリスクがさらに存在する可能性が考えられるため、施設職員や利用者の動線や接触防止の観点でのリスク洗い出しと対策の検討を行い、利用者が確認できるよう、施設内に掲示することとします。

9. 催事(イベントや大会等)の実施について

(1) 催事の実施について主催者には、公益財団法人日本スポーツ協会等が定めた「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた上で、開催の判断が求められますので事前に生涯学習課と協議していただきますようお願いします。

(2) 生涯学習課が主催又は事務局を務める関係任意団体等が主催する村民等が多数参加する事業・イベント等の開催中止または延期の判断基準と開催する場合の対応については下記のとおりとする。

開催中止または延期の判断基準

対象事業について以下の(1)～(6)の観点から感染のリスクの評価を行い、当該事業を開催する必要性、妥当性を十分考慮するものとし判断する。

- ① 開催規模(参加人数、参集する範囲)
- ② 開催場所(屋内か屋外か、換気の状態)
- ③ 開催期間・時間(同一空間での滞在時間)
- ④ 参加者の特性(高齢者、子ども、妊婦、基礎疾患を有する者等)
- ⑤ 参加者同士の距離
- ⑥ 不特定多数か否か

開催の判断基準

・60人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数、かつ人と人との距離を十分に確保できること(目安2m、最低1m)とし、いわゆる「3つの密(密集、密接、密閉)」の回避をはじめ、下記(3)の開催する場合の対応が実施されていることを前提とする。

(3) 開催する場合の対応

イベント等を開催する場合は以下の感染症防止策を実施する。

- ① 入退場の制限や誘導
 - ② 待合場所等における密集の回避
 - ③ 手指の消毒、手洗い、うがい
 - ④ 咳エチケットおよびマスクの着用
 - ⑤ 室内の換気
 - ⑥ 共有部分の消毒
 - ⑦ 本ガイドライン「6 施設利用者一人ひとりが心掛けること」の条件を満たす者の参加を認めない
- その他、参加者の名簿等を作成し連絡先等を把握し、終了後の懇親会はしない、させないようにする等のイベントにより必要と考えられる感染防止策を実施する。

10. その他

施設利用者の中から新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した場合には、保健所等の指導に基づいて消毒を実施するため、施設利用を再度休止することがあります。

スポーツ関係団体等による各競技別のガイドラインが整備された場合には、本ガイドラインを見直す場合があります。

状況に応じて利用年齢を制限します。

体調不良者発生時の対応策は以下のとおりとします。

(1) 感染症の症状(発熱や咳等)の疑いがある場合

- ・直ちに個人又は団体の利用を中止していただきます
- ・氏名、連絡先を確認し、必要に応じて医療機関への受診を促します
- ・万が一、感染が確認された場合は、すみやかに役場生涯学習課に連絡するようお願いします。
- ・利用場所及び物品の消毒を行い、60分程度換気する

(2) 上記以外の場合

- ・通常時の対応を行う

【施設側基本チェックリスト】

- 職員の就業前の体温測定
- 職員の手指消毒の徹底
- 職員のマスクの着用
- 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- 窓口カウンターへの透明ビニールカーテン等の設置
- 利用者に対する感染予防対策の周知

【利用者への協力依頼事項】

感染予防のために以下の項目を遵守し、安全・安心に運動・スポーツが行えるようご協力をお願いします。

- (1) 受付時にチェックシート、利用者名簿の記載及び提出をお願いします。
- (2) マスク、消毒液は各自持参をお願いします。
- (3) こまめな手洗い、うがいをお願いします。
- (4) 体調が優れない場合は、ご利用・ご入館を控えてください。また、同居の家族、身近な知人等に体調がすぐれない方がいる場合も同様の対応をお願いします。
- (5) 可能な限り密着するような運動は控えてください。また、周囲の人への御配慮をお願いします。
- (6) 館内では運動時以外は常時マスクの着用をお願いします。
- (7) 施設利用中に体調不良になられた場合は、すぐに運動を中止し、係員にご報告をお願いします。
- (8) 感染予防のため、入場者数の制限を行う場合があります。

※本ガイドラインは、今後、状況の変化に応じて、見直す場合があります。